

## 明治初年東京の床店・葭簀張規制

小林 信也

本稿では、明治初年の東京府下における床店・葭簀張といった露店に対する規制について考察する。第一章では、こうしたテーマに関する先行研究を整理しながら、今後さらに論じる必要がある問題点を導くことにする。第二章では、それら問題点のうちいくつかを念頭に置いて、明治元年から五年頃までの床店・葭簀張に対する規制を具体的に分析する。

### 第一章 明治初年東京の床店・葭簀張に関する先行研究

#### 陣内秀信の研究について

近世期江戸には、両国橋広小路や上野山下通りなどをはじめ、床店や葭簀張が路上に多数集合し営業している場所がいくつもあったが、明治初年の東京府下においては、その多くが姿を消していく。都市の近代化を象徴する一側面としてこうした事実には注目する必要がある。そのような課題に応える最初の動きは建築史研究の分野において現

れた。陣内秀信は、一九八五年四月に出した「東京の空間人類学<sup>(1)</sup>」の中で、床店・葭簀張の集合地を都市の盛り場の一類型としてとらえ、近世江戸のそうした盛り場空間の特性や、明治期東京におけるそれらの衰退について論じている。その後の研究に大きな影響を与えたこの陣内の論著からは、以下、少し長くなるが、本稿との関係上の要点を引用しておく。

このように橋のたもとに自然発生的に、見世物小屋を中心とした盛り場として成立した両国橋の東西の広場を見ると、古来遍歴する芸能民の流れ集まる場所、網野氏のいう「無縁」の原理の働く一種の解放区であった河原や橋のたもとのあり方が、近世の江戸にもそのまま受け継がれたかのように思われるのである。幕府の管轄下に置かれたとはいえ、私有化されない境界領域としての河岸、広小路の空間には、「無縁」の原理が働く余地が残されていたのではあるまいか。

ヨーロッパであれば、都市の中心に公共的空間としての広場を生み出す力学が常に働く。それに対し江戸では、河岸や橋のたもとといった幕府の所有下にある特殊な空間こそが、一般町人地におけるような社会的拘束力をのがれ、庶民の自由な活動が許される場所になりえたのである。いかにも日本的な場の形成の論理といえよう。

こういった民衆のエネルギーが生み出すいかにも日本的な自由空間は、前述の江戸橋広小路、筋違橋八ツ小路（後の万世橋付近）、采女ヶ原など、江戸の主要な橋のたもとに共通して見ることができた。<sup>(2)</sup>

また別の箇所では次のようにも述べられている。

……こうして江戸の市民たちは時には、木戸で仕切られ管理の下に置かれた町内の日常的なコミュニティを脱出し、自由人としてたちふるまえるアナキーな場に身を置くことができた。それが可能であったのも、こうした悪所やアジールの盛り場が都市の周縁部に成立し、空間的にも日常生活の場とは巧みに隔てられていたからである。<sup>(3)</sup>

以上が江戸の盛り場についての主張の要点である。明治初年のそれらの動向については以下のようにまとめられている。

しかし明治に入ると、様相は一転した。明治六年（一八七三）頃、こうした見世物は大圧迫を受け、よしず張りの小屋掛や川沿

いの水茶屋が取り払われた。近代国家の発展とともに、都市空間が管理の下に組みこまれ、江戸時代の猥雑な生命力をもったアジールのな場がうばわれていったのである。（中略）制度化された地域コミュニティの日常性から解放され、心身の満足感にひたるといふ民衆のアナキーな心情は為政者の相容れないものだったはずであり、彼らはこれらの空間を国家の管理化に組みこむ意図をもっていたに違いないのである。<sup>(4)</sup>

陣内は「東京をひとつの（テキスト）として読み解く<sup>(5)</sup>」こうとし、その解説の結果をもとにしたヨーロッパ都市との比較を強く意識している。したがって、多くのヨーロッパの都市においては政治や文化の中心として重要な役割を果たした広場について、その「日本的」あり方を探ろうという研究の方向は必然であっただろう。そこへ網野善彦の無縁、自由、アジールに関する議論が組み込まれるかたちで、陣内による近世江戸の盛り場論が生み出されている。<sup>(6)</sup>

右に引用した陣内の主張のうち、盛り場は「民衆のエネルギーが生み出す」空間であった、という指摘は重要である。「民衆のエネルギー」の具体的なあり方の解明や、それが独特の都市空間を生み出し育む過程についての分析は、盛り場、あるいは床店・葎簀張に関する研究の最も基本的な主題といえるだろう。

その一方で、陣内の研究に対しては二つの問題点を指摘することができる。まずひとつめは、盛り場の非日常性の強調である。右引用のように陣内によれば、盛り場とは「猥雑な生命力をもったアジールのな場」であり、「町内の日常的なコミュニティ」からの「脱出」先であった。そして、こうした非日常性は、盛り場の展開する空間が「一

般町人地」とは異なる区分に属し「日常の市民生活の場」からは隔てられた空間であることによっても支えられているというのである。すなわち、本来の町人居住区画である町屋敷の外部にある広小路や火除明地においては、その空間区分の違いに照応して、日常生活とは別の「アナーキー」で「自由」で非日常的な「ふるまい」を江戸の「民衆」(庶民)、「市民」たちがみせていたというのである。しかし、これは事実だろうか。広小路や火除明地に集う民衆の行為の多くが非日常的なものであったという判断は実証を欠いている。問題点のふたつめは、ひとつめの問題点とつながりを持つものである。広小路などにおける様々な営業のうち、もっぱら注目されるのは、おそらく非日常性をもっとも体現していたであろう「見世物」興行である。しかしそれ以外の様々な商売などへの目配りも必要ではないだろうか。その上で非日常性の問題を検討すべきであろう。両国橋広小路の盛り場が「見世物小屋を中心」に成立したという、最初の引用冒頭の主張は実証を欠く。

右のように非日常性の強調に疑問を付すならば、明治初年に広小路などの葎簀張や床店の取り扱いは、「日常性から解放」された「民衆のアナーキーな心情」や彼らの「自由」を否定しようという「為政者」の意図によるものである、という陣内の主張についてもおのずと問い直しの余地が生まれる。

#### 吉見俊哉の研究について

陣内による研究の後、江戸東京の床店・葎簀張営業地の近世近代における消長に注目した研究は、社会学の分野に見いだせる。吉見俊哉が一九八七年七月に出した『都市のドラマトウルギー——東京・盛り場

の社会史』<sup>(7)</sup>では、近世江戸の「見世物・床店が集う広場」<sup>(8)</sup>としての盛り場は、「聖域性や悪場所性や死と密接な結びつきをもちつつ、(異界)への窓としての性格を強く帯びていた」と主張され、それが近代東京において衰退、消滅していく過程について考察が加えられている。ここでは陣内の研究も参照され、肯定的に取り入れられている。<sup>(9)</sup>

吉見は、筋違橋広小路を事例に、「盛り場の風景」を次のように示す。「辻講談やデロレン祭文、チョコクレ節、チョンガレ節、阿房陀羅経等々に人びとが集集する広場を見下ろすように見附の櫓が聳え、広場のそちこちには下級の飲食店や古着屋等が軒を並べている。そしてその付近一帯を乞食が徘徊し、ややはずれた所には非人小屋、さらには私娼の出没する怪しげな場所へとつながっている」<sup>(10)</sup>。その上で、このような盛り場の明治期における動向について、「見世物小屋や大道芸人、水茶屋がひしめき、周辺に乞食や私娼が出没していた(異界)への窓としての盛り場は、こうした一連の都市構造の変化のなかで、その存続の可能性を失い、むしろ博覧会的な、新しいタイプの盛り場へと道を譲っていくのである」<sup>(11)</sup>とする。

近世江戸の盛り場に対しては、あきらかに先の陣内の議論とよく似た把握がなされていることがわかる。陣内の強調する非日常性に対して、吉見の議論では「(異界)」という語があげられているがその内容はほぼ同じものである。<sup>(12)</sup>見世物や芸能の興行が第一に注目されている点も共通している。

ところで、この吉見の研究においては近世の盛り場が明治期になって衰退していく契機についての検討が一步深められている。「明治期に盛り場の様態を大きく変化させていく直接の要因のひとつに、明治国家による見世物や大道芸、床店等に対する規制の強化がある。それ

をいま、(1) 興行の内容に対する規制、(2) 興行の担い手に対する規制、(3) 興行ないし営業が行われる場に対する規制、の三つに分け、各々について簡単に検討してみる」と述べ、(1) については、明治五年に出された連式註違条例を中心にくつかの規制が「路上の猥雑な芸能を視界の外に排除しようとしていたこと」を指摘し、(2) については、身分制度の廃止による芸能民集団の特権廃止と課税や鑑札制度を通した東京府による直接的な人身掌握のもと、「芸能についての選別」が行われ「一部の浮浪的な芸能が排除」されていったと述べる。(3) については、「明治の盛り場に対し、最も深刻な影響を与えた」規制として、一段と注目が払われている。本稿の第二章でも紹介するが、明治五年から始まる一連の「床店・葦簾張の設置場所、規模、営業時間等に関して」行われた諸取締がそこで挙げられている。ただし、吉見は、こうした「一連の規制措置によって、盛り場の見世物小屋や床店が直ちに消えてしまったわけでは決してない」とも述べる。明治二〇年代以降の鉄道駅建設や河川改修の際の高水工法が、火除明地や広小路を消滅させたことで、近世的な盛り場は「その存続の可能性を失」ったと結論づけるのである。<sup>(13)</sup>

このような吉見の研究が含む問題点であるが、盛り場の見方が基本的に共通する陣内の研究に対して指摘したふたつの問題点がそのままあてはまる。以下はその問題の枠内でのことだが、例えば、筋違橋広小路の「下級な飲食店や古着屋等」に対して、これらを「怪しげ」と思う感覚を相対化してとらえ、当時、どういった人々の間で共有されていた感覚なのか検討し直すべきだろう。こうした感覚を「民衆の基本的な身体感覚のあり方」として吉見は議論を進めるが、その「民衆」の中身については再検討が必要だと思われる。

ここではそれに加えて、盛り場への規制に関する吉見の主張について検討する。陣内は、規制の具体的な内容に立ち入って分析してはいないが、盛り場規制の背景については、先に引用したとおり、「民衆のアーキーな心情」や「自由」を否定し民衆を管理しようという意図を支配権力が「もっていたに違いないのである」と述べている。この意見に対する吉見の見解は特に示されていない。おそらく、大筋では肯定しているのではないだろうか。そして、吉見は結論の一部として次のような指摘を行う。「われわれはここで、前述した明治国家による一連の規制措置が、欧米諸国からの視線を強く意識して行われたものであることに注目したい」。<sup>(14)</sup>なるほどたしかに、吉見が盛り場への規制として(1)から(3)に整理した諸規制のうち、特に(1)の「興行の内容に対する規制」としての連式註違条例など、「路上の猥雑な芸能」の排除などについては、欧米からの「視線」を意識したものであるといえるだろう。<sup>(15)</sup>しかしここで論述に矛盾が発生している。「明治の盛り場に対し、最も深刻な影響を与えた」という(3)の床店・葦簾張の営業場所に関わる規制や、その後明治二〇年代からの鉄道駅建設や河川改修なども「欧米諸国からの視線を強く意識して行われた」と位置づけるのは困難だからである。しかし、これら規制や建設・土木工事が、具体的事実のレヴェルで吉見が見いだした、より「深刻」な盛り場の衰退要因ではなかったか。吉見は、盛り場における諸営業の中でも特に路上での「猥雑」な見世物や芸能の興行の存在を重視し過ぎたため、自らが発見した事実を反し、盛り場に対する規制としてこれら芸能・見世物に対する規制をもつばら念頭に置いてしまい、先の「視線」云々の結論を導き出してしまったのではなからうか。その結果、論述に内部矛盾が生じたものと考えられる。

## 石塚裕道の研究について

吉見の研究について、明治初年東京の広小路や明地に展開した盛り場への規制に注目した研究が歴史学の分野でも現れた。一九八八年一月に発表された石塚裕道の「明治東京の盛り場と広場・道路規制」<sup>(16)</sup>という論文である。なお、同論文はその後、「明治東京の盛り場・道路をめぐる規制」と改題され、補訂をほどこされて石塚の『日本近代都市論 東京・一八六八—一九二三』<sup>(17)</sup>という著作に収められた。以下、本稿での参照、引用は、同書を利用する。ただし、石塚がこのような盛り場規制に着目したのはさらに早い時期であろう。成田龍一と共同執筆した『東京都の百年』<sup>(18)</sup>は、吉見の『都市のドラマトゥルギー』刊行以前の一八八六年一〇月に出されているが、すでに同書において石塚は盛り場規制に関し言及している。

さて、「興行施設や遊戯場あるいは飲食店などが集まる広場や道路」について石塚は、次のような意義づけを行っている。「都市には、そこに住む人びとが権力支配の世界から解放されて、「アジール」(Asyl)として、「自由」を享受できるとともに、ひそかに「一人」を楽しむことも可能な娯楽・遊興空間がある。そのような恒常的な都市空間(広場)があることが、都市を農村とわかつ重要な特徴の一つといえよう」<sup>(19)</sup>。また、石塚は右にも紹介した『東京都の百年』の中で次のように述べている。

盛り場は信仰↓消費↓娯楽の空間として発展した場所で祭祀の一部が日常化した区域であり、金銭・食事・性をめぐり、むき出しの欲望が露呈する。そこには興行物・飲食店・遊郭など常設ま

たは仮の店も設けられて、飲む・打つ・買うの極道も黙認される背徳の世界がひろがる。

明治・東京の盛り場を準備した江戸でのそれらの発生には、いくつかの型があった。基本的にはまず多数の人びとが集まる広場が必要であり、そのため、火災時の避難場所としての火除地(広小路)や橋詰などが利用された。(中略)

盛り場は民衆が権力支配の世界から解放され「自由」を享受すると同時に、娯楽・遊芸を楽しむ「聖域」であり、都市集合の「解放区」であった。しかし、広場や道路に対する政府の規制強化がそこから盛り場の機能を追いついたうえ、関東大震災後の橋の復興とともに大道芸人のみられた橋詰広小路も、その役割を失い、衰退した大道芸は管理された繁華街の小屋芸や高座芸のなかに閉じこめられていった。<sup>(20)</sup>

さらに石塚は、盛り場に対する規制については特に「大道芸人に対する取締りの問題を取りあげたい」とする。そして、「交通運輸体系の「近代化」のもとでの「交通規制」と、風俗取締りとしての「芸能統制」という「二重の「網の目」」が大道芸人にかぶせられ、その結果、大道芸が衰退し、「盛り場の都市空間に集う民衆の「自由」な世界が、やがて権力により否定され」た、と結論している。<sup>(21)</sup>

盛り場に対する石塚の認識は、アジールの性格の指摘や民衆の「自由」の評価などの点で、ほぼ陣内のそれを取り込んだものとなっている。また、盛り場の諸営業の中でも芸能興行を重視し、盛り場規制についての検討でも、そうした芸能に対する統制の検討が中心である。ここでは「交通規制」に関する検討が新たに付け加えられているもの

の、基本的には陣内や吉見と共通の視角から考察が進められているのである。したがって、繰り返しとなるが、陣内や吉見の研究に対して指摘したものと同じふたつの基本的な問題点を指摘しうる。ひとつめの問題点は、広小路や火除明地に展開する民衆の世界を把握する際、そこでの諸営業の中心は見世物や芸能の興行であり、民衆にとつて非日常性や自由があふれる空間だったと主張するものの、そうした主張の根拠が見当たらない点である。ふたつめは、明治初年の広小路や火除明地に対する規制を検討する際、ひとつめの問題点を克服しないまま、見世物や芸能に対する取締の検討をもっぱらとし、民衆世界の非日常性や自由を制限し否定することが権力の意図であったと結論する点である。

#### 中嶋久人、滝島功の研究について

以下、歴史学の分野において石塚の研究以降に出された関連する研究をみる。一九九三年一月に発表された中嶋久人の「明治初期東京における道路規制問題と新聞世論―近代「市民社会」の光と影<sup>(24)</sup>」と題する論文がある。ここでは、近代「市民社会」の都市「下層民衆」に対する抑圧があったと主張されている。中嶋が注目した分析素材のひとつが、床店排除をめぐる新聞社説や投稿記事である。こうした「新聞世論」が「市民社会」を代表し<sup>(25)</sup>ているとする中嶋の立場から右の主張がなされている。権力による床店への規制の背後に、新聞による政策提言が積極的に関与したことの可能性を示唆する中嶋の主張は興味深い。そうした関与の存在の実証作業が今後必要であろう。ところで、本稿の主題である床店・葎張規制の具体的あり方については、明治九年以前の段階で、東京府による規制と警視庁による規制と

の「二元的な道路規制体制」があったことを中嶋は明らかにしている<sup>(24)</sup>。そのうち、東京府による規制については、床店を営む「窮民の生計を考慮するという観点<sup>(25)</sup>が貫かれ<sup>(26)</sup>」ていたという評価がなされている。しかし、中嶋はこれら規制の具体的な内容や実施のあり方を検証していない。したがって、こうした評価が妥当なものであるか否かは再検討の必要がある。この点については本稿第二章で検討する。また、中嶋の研究においては、床店・葎張の営業者などの実態を解明する作業が欠けている。ここまで紹介してきた先行研究の盛り場に対する認識をどう受け止めるのかも示されていない。そのため、「市民社会」の「下層民衆」に対する「抑圧」という構図もいささか観念的、抽象的なものとなっている。例えば、こうした営業者に関する詳細な分析などから近代都市の「下層民衆」の具体像を豊かにし、都市民衆世界の構造を解明する作業こそが求められているのではないか。

都市における地租改正の研究をリードする滝島功が一九九七年六月に発表した「近代都市の道路と地租改正<sup>(26)</sup>」という論文においては、床店・葎張の規制の背景について、これまで挙げてきた諸研究にはみられない地租改正と関連づけた検討が行われている。本稿第二章でもふれるが、東京府下の床店・葎張規制が本格的に開始されるのは明治五年からである。これは、東京における市街地券発行の過程と平行している。明治五年一月二二日付の大蔵省達「地券発行地租収納規則」をみれば、地券発行に先立ち、床店・葎張営業地の存在が問題となることが明らかである。そこで筆者（小林）は、一九九五年八月に発表した「床店―近世都市民衆の社会空間<sup>(27)</sup>」の末尾で、明治初年の床店・葎張規制と地租改正とを関連づける必要を指摘した。さらに同年一〇月に開催された都市史研究会のシンポジウムでの

口頭報告において、若干の史料を示しながら、こうした関連性について論じ、石塚や中嶋の先行研究に対する批判を行った。<sup>(28)</sup> 滝島はこのような「同氏（小林）の視座に賛意を示すとともに、地租改正研究の立場からの解答を留意することを動機の一つとして」<sup>(29)</sup> 右の論文を執筆したと述べている。滝島は、「地券発行地租収納規則」の中の床店・葺張関係の条文や同規則をめぐる東京府と大蔵省とのやりとりの分析から始め、明治一〇年までの間の、床店・葺張規制に関連する法制度の整備過程を明らかにしている。その一方で、床店・葺張の実態解明は行わない。むしろ、滝島が制度面の解明を課題としているからである。しかし、そうして解明した制度が有した意義を知るためにも、その制度が実際の社会に与えた影響を検証する試みが必要なのではないか。例えば、滝島は、明治八年一二月に出された内務省達を東京府が論拠として採用し床店出願を却下し始めた明治一〇年八月が大きな画期であると主張する。全国共通の原則に基づくかたちで公道の私的利用が否定されたという点を重視してのことである。これ以降、旧来許可されていた床店許可地などに限って「少数の床店が存続したかもしれない」と若干の例外を想定した上ではあるが、「これによって、全国すべての道路敷の貸渡禁止が実現し、必然的に、公道上における床店存続の可能性も閉ざされたのである」と滝島は断じている。<sup>(30)</sup> しかし、これは事実と反しているのではないか。明治一〇年以降も、有名な銀座の夜店などをはじめとして、かなり規模の大きな路上の営業地が東京府下にはいくつが存在する。<sup>(31)</sup> これらは警視庁から営業許可を得ての商売である可能性が高い。今後の検証が必要であろう。

以上、明治初期の東京府下の床店・葺張に対する規制を論じた研究を紹介し、その問題点を指摘してきた。おおまかには、①こうした

規制を論じる際の前提でもある近世以来の床店・葺張営業地の実態解明が欠けていること、②規制の具体的な内容やその実施状況の分析が不十分であること、の二点である。

①について付け加えると、そうした実態解明がなされていないまま、芸能や見世物の興行における民衆の体験の非日常性こそが、あたかも床店・葺張営業地全体の基調であったかのように位置づける論述を陣内や吉見、石塚の研究において見いだす。むしろ、筆者も、床店・葺張営業地においてそうした非日常的要素がまったく存在しないと考えているわけではない。しかし、各所の広小路などに展開した床店・葺張営業地においては、芸能や見世物が興行されない場所の方が多数を占めていたと考えられる。一方、古着や古道具、あるいは魚や青物といった日用品の卸売市場や小売市場が開かれている場所もある。<sup>(32)</sup> 非日常性を強調しながら展開される盛り場論からは一度離れ、先入観を排して床店・葺張営業地の実態を解明すべきではないか。この課題に対しては若干の論考<sup>(33)</sup>を筆者は発表してきた。詳しくはそれらを参照してほしいが、床店・葺張営業地は、民衆の日常生活の場から隔てられたものではなく、むしろ、都市民衆世界の基本的な構成要素として定在している、という結論を得ている。

ところで、近年、これら問題点の克服に取り組んだ研究が現れた。一九九九年一〇月、横山百合子は「江戸町人地社会の構造と床商人地代上納運動―幕末維新期神田柳原土手通り床店地の事例から―」<sup>(34)</sup>と題する論文を発表した。古着市場があったことで有名な神田柳原土手通りの床店場所について、明治二、三年頃の詳細な実態分析が行われ、さらに同時期の東京府の同床店場所に対する施策と、床店に関わる人々のそれへの対応とについて考察がなされている。筆者の研究も含

め従来の研究は、活発な動きを見せる明治五年以降の床店・葎簀張規制についてもっぱら論じており、研究の空白となつてゐるそれ以前の時期を扱つた点でも重要な論文である。先の②の問題点を念頭に、明治初年の床店・葎簀張規制について検討する次章においては、横山の研究に依拠した考察を進める傍ら、その研究内容の紹介を行う。また、この横山の論文では筆者の研究に対する批判も行われている。それへの反論も提示したい。

## 第二章 明治初年の床店・葎簀張規制

### 第一節 明治五年以前の床店・葎簀張規制

慶応四年六月二三日付で、上野山下床店場所の請負人である上野南大門町家守の喜三郎は、町奉行所の業務を引き継いだ市政裁判所へ請負の継続を求める願書を提出した。

近世期の上野山下床店場所の請負とは、床店営業者から地代を徴収し、それを用いて床店場所周辺の持場負担を勤めることである。持場負担の具体的内容は周辺の道普請や路上清掃、捨物や行倒があつた場合の処理などである。つまり、持場として割り当てられた一定の空間の都市機能や秩序を維持することが持場負担であり、そのため負担者は右のような諸々の業務を総合して引き受けることになる。請負人の持場負担は、本来、上野山下通り沿いに敷地を持つ東叡山寛永寺が負担すべきものであつた。この負担を代替するのが請負人であり、そのための費用捻出手段という名目で東叡山が幕府の許可を取つて床店は設置されていたのである。ただし、床店設置は東叡山が主体的に進めたものではない。徴収した地代とそれを下回る持場負担費用との差額

の取得を目指す請負人志願者が東叡山に対して幕府から設置許可を取らうと働きかけて実現したものである。

さて、請負人喜三郎の訴願は市政裁判所において容れられる。それまで請負人は東叡山に対して、持場負担のひとつである道普請の費用積み立ての名目で年一〇〇両の冥加金を上納していた。以後この冥加金は市政裁判所へ納めることになる。その他の持場負担は引続き勤めるよう命じられている。こうして上野山下の床店場所は明治初年においても存続することになつた。<sup>(35)</sup>

同様に、浅草蔵前の床店場所でも、請負人が請負継続を出願して許可されている。<sup>(36)</sup>横山の研究を参照すると、柳原土手通りに関して、請負人などの出願行為は確認できないものの、それまで通り床店場所の存続が認められてゐることがわかる。さらに数多くの事例で検証が必要だが、さしあたり、江戸の幕府支配が終わつて維新政府がこれに代つた際、従来の床店・葎簀張場所のほとんどについてはその存続が認められたものと判断しておく。

さて、横山の研究においては、明治三年三月二二日、柳原土手通り  
の床店場所の扱いに関して東京府の方針転換が示されたことが注目されてゐる。これまで、持場負担の代償として設置を認めていた床店に対して新たに地代を賦課する一方、持場負担を免除したのである。<sup>(37)</sup>さらに横山は、東京府が新たに地代を課すにあつたの論拠を示しえておらず、またそれゆえ、床店と様々なかたちで関係する人々の中の誰を地代上納主体とするか東京府は確定してゐない状況だつたことを明らかにしている。この段階が「床店地の占有と利益について、都市空間の維持管理と結びつく旧来の論理が否定されながら、それに代わる地代賦課の論理も上納主体も明確にされていない」という特徴的な時



期]だとする横山の指摘は的確であろう。<sup>(38)</sup>

このような時期ゆえに床店場所で発生した運動として横山が考察を加えているのが、床商人地代上納運動である。柳原の床店場所は、請負人が持場負担の主体となり幕府から床店設置認可を受けていた区域と、通りに沿った町々が持場負担の主体として床店設置認可を受けていた区域とがあつた。そして、これら請負人や町中から床店地を賃借して床店を建てそれを所有している床所持主と、その床所持主から床店建物を賃借し実際に商売を営む床商人とがいた。ところが、明治三年三月二日に東京府が地代の上納を命じた直後、床商人たちが直接東京府へ地代を上納したいと願ひ出たのである。地代を上納する行為は、自分たち床商人こそが東京府から床店地を借地している主体であることを示すという意味を持つ。これに床所持主が強く反発して争論へと発展した。仮に床商人の訴えが通つたとしても、床所持主に対しては、地代とは別に床店建物の賃貸料である床代を床商人から徴収することが認められており、ただちに床所持主の収入が無くなるわけではない。しかし、床店地の借り手が床商人であるということになると、以下のような事態も想定できる。例えば、床所持主が床商人へ貸している床店の建物が老朽、破損した後、床商人たちは、床店地の借り手が自分たちであることを理由に東京府から許可を取つて、自分たちで床店を再建する。この場合、床所持主は床代を徴収できなくなる。こうした事態を恐れ、床所持主は床商人が直接東京府へ地代を納めることに反対したのであろう。この争論に対して東京府は次のような解決策を採つた。床店を管轄する近隣町の中添年寄が床商人から地代と床代とを徴収し、地代は東京府へ上納し床代は床所持主へ渡すことにしたのである。また、床商人が床店地を東京府から直接借地するという

論理は認めないことにした。その一方で、床所持主に床店地の押借を認めたくわけなく、東京府は、横山が述べるように地代の「上納主体も明確にされていない」という状態のまま事態の沈静化をはかつていくのである。<sup>(39)</sup>

この後、明治四年前後の東京府下で、床店・葭簀張営業地における大きな変動は今のところ発見できていない。そこで、維新以降、明治五年以前の段階の床店・葭簀張とそれへの東京府の対応については、以下のようにまとめられるだろう。

近世の床店・葭簀張営業地の中身、すなわち、個々の営業者の商業活動や床店場所において成立していた複雑な利権構造といった営業地の実態については、東京府もこれを追認し、維新を経てほとんど変化はなかつた。しかし、そうした中身の床店・葭簀張営業地が公儀地<sup>40</sup>官地において存在することを保証してきた近世的な持場負担の論理は消えつつある。それに応じて、地代上納運動にみられるように営業地の中身も動揺を見せるが、新たな権利関係や秩序を示しながら東京府がこれに介入するといったことはなく、結局は、従来の権利関係を継続させ混乱を避ける方針がとられている。

ところで、筆者もかつて柳原土手通りの床店場所について検討したことがある。その際、床店で営業する古着商人に注目しつつ、床店場所が彼ら古着商人の作り上げた民衆の市場社会であると主張した。<sup>(40)</sup>民衆の市場社会とは、経営規模が大きい問屋商人が中核となつて形成する市場社会、例えば、日本橋の魚市場などとの対比で、零細な商人が多数集まつて生み出した市場のことで、これは広場、広小路における露店の市場というかたちをとることが多い。こうした筆者の主張に対して横山は、柳原の床店場所は民衆の市場社会ではないと反対する。

以下、本稿の主題から外れるが、横山の批判に対して回答を示したい。横山が筆者の主張に反対する根拠は大きく分けて次の二点である。①床店商人の中には町の表店商人に匹敵する者もあり、一概に民衆的と呼べない階層差があった。②床所持主のうちはその存在が確認される非民衆的な大店<sup>(41)</sup>商人・高利貸資本の「統合し支配する場」が柳原の床店場所であった。では、この二つの根拠について、筆者なりに再検討してみる。①について。筆者もこうした階層差があったことは確認している。その上で、床店商人の大多数は、裏店層に属する零細な商人であったと判断した。比較的経営規模の大きな商人が一部出店していたとしても、その店が周囲にある多数の零細商人の店を排除したり、従属させたりした形跡はないと考えたのである。横山は、明治三年一月の段階で床店場所に内実居住する営業者たち五三名の調査を分析している。その際、店舗および家作の大きさについては、一坪から最大四〇坪余りまでの格差があることに着目している。しかし、ここで横山はこれら営業者の業種に注意を払っていない。例えば一〇坪を超える店は一七軒あるが、「米穀渡世」一軒と家業なしの一軒を除くと、飲食店がほとんどであとは元番屋か「寄せ場渡世」である。客を店内に入れるような、おそらくは腹贅張りでできた飲食店や「寄せ場」の敷地が比較的大きいのは当然であるし、それによって内実居住が可能となる率も高いのではないか。この調査には登場しない商人、つまり床店に寝泊りしていない商人の店の規模は、それら飲食店などと比べると一様にもっと小さかったのではないか。なお、柳原土手通りで最も多い業種のひとつである古着渡世はなぜか三軒しかこの調査には登場してこないが、それぞれ六坪、八坪弱、九坪半となっており、少なくとも古着商人についてはこの調査からださほどの格差が

見出せない。また、「古来<sup>(42)</sup>」居住していた三七名に横山は注目し経営の持続性を読み取っているが、それが直ちに経営の零細さを否定する根拠にはなりえないだろう。筆者同様柳原の床店営業者の多くが零細な商人であると記述した史料を二点（作成者はそれぞれ東京府の人および床店場所に近接する町に住む中年寄である）、横山は引用しつつ、右の調査の分析結果にもとづき、これら史料は「実態を正確に反映して」いないと断じているが、論拠が不十分ではないだろうか。②について。横山は、前に紹介した床所持主と床商人との関係に着目しつつ、床所持主は「床代・地代の二重の形で吸着しつつ床商人を統括している」と述べている。そして、この床所持主の中に、床店場所に近接した町に居住し町内の土地も買得、集積している大店を見出し、この大店が「柳原土手通りとそれに隣接する町域という一つのまとまりをもった地域全体のヘゲモニーを握る存在である」と結論する。しかし、そもそも地代や床代を徴収することが、そのまま床商人の統括を意味しないことは明らかであろう。仮にそれら徴収行為にもとづき何らかのかたちの統括が可能であったとしても、他方この大店と賃借関係を保持していない大多数の床商人に対しては、どのようなヘゲモニーを握りえたのか示す必要があるのではないか。筆者は、長大な柳原土手通りにおいて、全体をまとめる一個の民衆的市場社会が成立していたと考えているのではない。古着商人であれば、古着の市場売買を核としたひとつの、あるいは複数の市場社会が形成されているだろう。同様の市場社会が古道具や古本などそれぞれについて形成されている可能性も高い。これら市場社会に対して、それを構成する床商人のごく一部と賃貸賃借関係を結んでいることだけに頼って、いったいどのようなヘゲモニーを發揮しうるのであろうか。検証すべきは、こ

うした大店の経営と市場取引との関係の有無であり、もし関係があった場合は取引における従属関係の有無がさらに検証されるべきであろう。ただし、そのような関係が成立している可能性は低いのではないか。これら検証を經ていない段階で横山が出した結論、すなわち、床店場所は「全体として「民衆的」な市場社会ではなく商人・高利貸資本が統合し支配する場としての性格を帯びていた<sup>(47)</sup>」という結論に対し、筆者は首肯できない。

## 第二節 明治五年の床店・葎簀張規制

本章第一節で述べたように、維新以降明治四年までは、床店・葎簀張営業地に対する規制が、一貫した何らかの方針のもとで実施されることはなかった。こうした状況を大きく変化させたのが、明治五年に始まる地租改正―市街地券の発行である。同年において床店・葎簀張規制が制度的に整備されていく過程を、第一章で紹介した滝島の研究に依拠し追ってみる。

明治五年一月二日付の大蔵省達「地券発行地租収納規則」において、東京府下での地券発行と地稅収納の事務要領が示される。その中には、床店・葎簀張の営業地の処分方法も記されている。これについては、達を受けた東京府と大蔵省とでその後も意見の交換がなされるが、双方基本的には「現今之景況ニ依リ差支無之場所」についてはこれを払下げて私有地化しようという方針である。

しかし、地券交付の申請が開始された同年二月以降、この方針が変化する。床店・葎簀張の営業地となっているのは、道路や火除明地など、官有の土地である。こうした官有地をなし崩し的に私有地化するのではなく、官有地として確保していくという方針へと転換するので

ある。東京府はこの方針のもと、二月二十七日付で、河岸地などへ許可無く設置された家作・床店・葎簀張の撤去をまず命じる。ついで三月八日付で、旧武家地往還でその数を増していた床店・葎簀張・人力車・髪結床の撤去を命じる。

そして、最も包括的で徹底した床店・葎簀張規制が一〇月二十五日付で東京府から出されるに至る。同じく官有地へ建てられた家作などの撤去とともに、床店・葎簀張の撤去が府下各区の戸長を通じて命じられたのである。

### (前略)

一、府下往還并下水上川中等へ、自儘ニ家作又ハ庇床店葎簀張等  
張出候モノ、往々相相増、兼テノ布告ニ相悖リ、以ノ外ノ事  
二候間、庇并床店葎簀張ノ分、来ル十一月十日限取払、家作  
ノ分ハ当十二月晦日限取払可申事

### (中略)

右之趣区々無洩可触知モノ也

壬申十月廿五日

東京府知事 大久保一翁

この取払令が包括的であると評価するには、これがどういった範囲の床店・葎簀張などを対象としていたのか問題となるが、滝島は特に検討を加えていない。「自儘」に「張出」すという文言のみからは具体的な対象範囲を確定しがたい。以下、この対象範囲について検討する。

先にふれた三月八日付の元武家地往還における取払令は、「仮令願濟之床店迎モ……取払可申候」というもので、但書には「従前町地之

分ハ不日ニ相達可申ニ付、差向キ元武士土地々先之分ヨリ処分可致候」と記されている。これによって、三月八日以降、旧武家地以外でも、従来許可を受けて設置されていた床店も対象に含めての取払令が出される方針であったことがわかる。一方、翌年一月二四日付で、上野山下床店場所と火除明地の請負人と「借店之もの」すなわち床店などの営業者とが、取払中止の嘆願書を提出しているが、それには「先般、東京府下庇床店并葺簀張等、従前許可ヲ受候分共、至急取払可申様、御布告有之」と記されている<sup>(48)</sup>。上野山下だけでなく東京府全体において、許可の有無を問わない取払が命じられたことがわかる。ちなみに上野山下は第一節でみたとおり、許可を得て設置されていた場所だが、やはり取払令の対象となったのである。ただし取払令が出された時期は「先般」としか記されていない。また、右に引用した「従前許可ヲ受候分共……」という文言そのものを含んだ布告は見つかからない。取払令の出た時期が嘆願書の提出時期からそれほど遡らないとすれば、明治五年の後期から翌年一月二四日までの間に出了れた可能性が高いと考えられる。明治五年一月一八日付の東京府から各戸長に宛てた通達には、新規の町地を設定するための詮議の結果待ちで取払の延期が許されていた「江戸橋四日市並浅草御蔵前床店場所」<sup>(49)</sup>に対して、「右ハ外願済床店同様、来一月二八日限取払可申候」と記されている。上野山下の嘆願書と併せて考えれば、発令の時期からみても、ここでいう「外願済床店」とは「江戸橋四日市」と「浅草御蔵前」とを除く「東京府下庇床店并葺簀張等、従前許可ヲ受候分」のことであり、この時点ですでに取払令を受けていたことがわかる。そして、この一月一八日の通達で、例外とされていた「江戸橋四日市」と「浅草御蔵前」とが追加され、これで東京府下においては、路上などに存在する

床店・葺簀張のすべてが取払命令を受けたことになったと考えられる。ではいったい、東京府下全体を対象とした取払令は、いつどのようなかたちで出されたのだろうか。これまでの検討から、出された時期は、明治五年の後期で、かつ、右の一月一八日の通達以前ということになる。筆者は、先に引用した一〇月二五日付の取払令こそが、従前の許可の有無を問わない、東京府下の路上などに設置されたすべての床店・葺簀張（および家作や庇）を対象とする包括的な取払令だったと考える。許可を得ていようが得ていまいが、もはや床店・葺簀張による路上などの占有はすべて「自儘」であると断じ、取払を命じたのであろう。

この明治五年一〇月二五日付の取払令でもって、同年二月「地券発行地租収納規則」以降、進められてきた床店・葺簀張規制の制度的な整備はいちおうの完成をみた。東京府下の床店・葺簀張は、制度上、その存続の可能性をいったん失ったことになる。

こうした規制は地券発行後の官有地民有地区分の徹底を目指したものである。民衆の自由の否定とか、猥雑なものの排除といった意図から出発した規制ではない点を確認しておく。

ところで、この取払令によって、実際に東京から床店・葺簀張が消滅したわけではない。上野山下の床店場所の人々が取払令に応じずに、営業継続の嘆願書を出したことは先にみたとおりである。江戸橋広小路や浅草蔵前の床店場所については、翌年一月二二日、二四日にそれぞれ取払命令は中止され、東京府へ地代を納めながら営業を継続することになる<sup>(51)</sup>。ただし、こうして取払を免れた床店・葺簀張営業地が東京府全体においてどの程度存在したのか、今後、個々の営業地毎の検証作業をさらに進める必要がある。

明治六年二月四日、東京府知事から各戸長宛で次のような通達<sup>(52)</sup>が  
される。

区々 戸長

先般床店・葺簀張引・相達候処、従前右渡世致シ来り候者へハ、往  
還差支無之左之場所更ニ検査ノ上、別紙之通規相定差許可申  
候條、望之者ハ願書差出候様可相達事

但、願書ハ戸長ニ於テ一旦取纏メ、詳細吟味行届候上、府庁へ  
可差出事

明治六年二月四日

東京府知事 大久保一翁

(以下、指定場所や許可軒数の書上と、床店の仕様や営業時間の  
制限など、業者が遵守すべき通規を箇条書きした別紙は引用を  
省略する。)

この通達により「往還」において許可された床店の営業地は、東京  
府全体で三七ヶ所、床店軒数の合計は一〇五四軒である。なお、上野  
山下や蔵前、江戸橋広小路などはこれに含まれていない。

こうして、取払令から三ヶ月余しかたっていない時期において、往  
還などの床店・葺簀張をすべて排除するという方針は変更されたこと  
になる。ただし、設置場所や設置数を東京府が決め、また府内一律の  
営業時間や店の大きさなどの通規も定めている点が注目される。つま  
り、民間から出された個々の設置許可願にもとづいたり、あるいは近  
世以来の床店・葺簀張営業地の追認であったり、というかたちで存在  
していた従来の願済の営業地とは異なり、右は東京府自らが管理主体  
となつて設定した床店場所なのである。滝島もこの点に注目し、市街

地券発行を経て近代的な官有地民有地区分が確立しつつある段階で、  
官が自ら官有地を直接管理していく方針が貫徹していく状況を示す動  
向として評価している<sup>(53)</sup>。筆者も滝島の主張に賛同する。しかし、見落  
としてならないのは、これが先の取払令の基本方針をやむなく変更し  
ての措置だという点である。変更の背景には、取払を実施したあとの  
混乱状態や上野山下のような床店業者たちの抵抗があったものではな  
いか。そうではなくて、床店営業の許可は取払令を出す段階ですでに  
構想されていた補完的措置である、という見方も可能かもしれない。  
しかし、一度命じた取払を中止してしまつた江戸橋広小路や蔵前の取  
扱と平行して実施された措置であり、それら同様に、取払令を出した  
時点では予定していなかつた措置だと考えてよいのではないか。もし  
取払令を順調に実施するための補完的措置として当初から予定されて  
いるのであれば、取払令とほぼ同時に発表しないと無意味であらう。  
やはり、床店営業の許可は、取払令の方針の変更として位置づけるこ  
とにする。

ところでこの前年、明治五年五月から六月にかけて、右の措置同様、  
場所を指定して床店・葺簀張の設置を許可することが東京府において  
検討されている。これは、先に紹介した同年二月二七日付の取払令、  
すなわち、一部河岸地などで無許可営業している床店・葺簀張の取払  
令によつて「渡世ニ相離レ」て「難儀」に及んでいる床店・葺簀張商  
人の救済策として検討されたものである。許可する場所は「広場等」  
で「差障」の無い場所とされ、業者は各大区へ地代を納めることに  
なつている<sup>(54)</sup>。しかし、この措置が実施された形跡は見当たらない。さ  
らには、同年一〇月二五日には先に注目した許可の有無を問わない取  
払令が出されており、この措置案の目指すところは否定されている。

前章で紹介した中嶋久人の研究では、こうした東京府の床店・葎張規制に対して「床店営業については、かなり寛大な措置がとられた」との評価がなされている。中嶋は、右の措置案と、先に分析した翌年二月四日付の通達で示された営業の許可措置に注目し、「裏長屋に居住する窮民の生計を考慮するという観点が貫かれ、一度は庇ともに禁止されたが、再び床店営業が許可された」と推測される。」と述べている。<sup>(55)</sup>

明治五年二月から翌年二月にかけて東京府が実施あるいは検討した床店・葎張の規制は、ここまでみてきたとおり、試行錯誤を繰り返している。その中でも特に営業許可の検討・実施だけをみれば、中嶋のような評価が成り立つかもしれない。しかし、筆者は反対の見解を探る。東京府の施策が目指したのは、明治五年一〇月の包括的な取払令が示すような、床店・葎張に対する厳しい取締の実現であったと考える。しかし、前に述べたように、こうした取締は床店・葎張業者などの抵抗に遭った。あるいは仮説ではあるが、いったん取払っても、すぐに無許可の業者などが現れ、かえって混乱した状況が生じることもあったのではないか。取払令の後しばらくして出される床店・葎張の営業許可は、こうした現実に基づかってやむをえずとった妥協策であろう。

明治六年二月四日付で営業を許可する場所と軒数が示された直後、日付は確認できていないが同月中に柳原の土手が撤去し跡地の利用を検討することになった。これを契機に土手通りでの営業許可は取り消される。<sup>(56)</sup> 東京府全体での営業許可軒数は、先に紹介したとおり、一〇五四軒であったが、実はそのうちの五七七軒がこの土手通りにおいて許可されたものであった。<sup>(57)</sup> たちまち府全体での許可数の半分以上が消

えている。また、営業許可場所のひとつ両国橋東広小路での許可数を見ると、わずか七軒である。以前営業していた床店や葎張の数は不明だが、かつて江戸有数の床店・葎張営業地であった同所では、右の許可数を大きく上回る数の床店や水茶屋などが営業していたことはほぼ確実であろう。仕方なく「籤引」でもって七軒の業者を決めたことを記す史料がある。<sup>(58)</sup> これらの事実は、この営業許可があくまで東京府の本来の規制方針から外れた部分的妥協策であって、床店・葎張営業者の保護を徹底する意図が東京府には無かったことを示しているのではないだろうか。

以下、今後の課題を二点ほど挙げて本稿を終えることにする。

右のような規制のもと、明治六年以降の東京において床店・葎張営業地がどのような変容を見せていくのか、検討作業を継続していきたい。

明治九年一〇月以降、東京府下の床店・葎張の監督権限は東京府から警視庁へと移行する。この権限移行の影響や移行後の展開について考察したい。それには警視庁関係の文書など新たな関係史料の発掘が必要となる。

## 註

- (1) 陣内秀信『東京の空間人類学』（筑摩書房、一九八五年）。
- (2) 同右書、一三四頁。
- (3) 同右書、一四三頁。
- (4) 同右書、一三四、一三五頁。
- (5) 同右書、三〇一頁。
- (6) 網野の他に、栗本慎一郎『光の都市・闇の都市』（青土社、一九八一

年)における両国橋広小路の分析も大きな影響を与えている。

- (7) 吉見俊哉「都市のドラマトゥルギー——東京・盛り場の社会史——」(弘文堂、一九八七年)

- (8) 同右書、一六四頁。

- (9) 同右書、一五七頁。

- (10) 同右書、一五八、一五九頁。

- (11) 同右書、一六四頁。

- (12) 陣内は次のように述べている。「こういった悪所は聖地性とも結びつき、「無縁」「無主」の原理が支配するまさに「アジール」であったといえよう。近世の江戸の歴史は、都市の発展・拡大とともに、これらのアジールの空間が境界へと追いたてられる歴史でもあった。だがそれとともに、日常から解放された広場としての性格がいつそうラジカルな形で展開する、という逆説がそこには見られたのである」。なお、ここで陣内は広末保「境界の悪所」(平凡社、一九七三年)を参照している。

- (13) 註(7) 前掲吉見書、一五九〜一六四頁。

- (14) 同右書、一六四頁。

- (15) これについては、徳永高志「明治初年の都市民衆支配——東京府違式註違条例制定前後」(『歴史評論』四〇五、一九八四年)が詳しい。

- (16) 「東京・成長と計画——一八六八—一九八八」(東京都立大学都市研究センター、一九八八年)所収。

- (17) 石塚裕道「日本近代都市論 東京：一八六八—一九三三」(東京大学出版会、一九九一年)。

- (18) 石塚裕道・成田龍一「東京都の百年」(山川出版社、一九八六年)。

- (19) 註(17) 前掲石塚書、一四九頁。

- (20) 註(18) 前掲石塚書、九八、九九頁。

- (21) 註(17) 前掲石塚書、一四九、一五六、一五八頁。

- (22) 「民衆史研究」四六、一九九三年に掲載。

- (23) 中嶋論文、三二頁。

- (24) 同右論文、二八頁。

- (25) 同右論文、二九、三〇頁。

- (26) 「地方史研究」二六七、一九九七年に掲載。

- (27) 「日本史研究」三九六、一九九五年に掲載。

- (28) 拙稿「江戸東京の床店と市場」(『年報都市史研究』4 市と場) 山川出版社、一九九六年)を参照してほしい。

- (29) 滝島論文、五五頁。

- (30) 同右論文、四七頁。

- (31) かつて筆者も、滝島同様、ほとんどの床店・蔑簀張営業地は明治期を通じて消滅していくという展望を示していた(註(28) 前掲拙稿四一頁)。これに対して現在は、明治期において新たに形成される営業地も視野に入れ、右の展望の修正を検討している。

- (32) 註(28) 前掲拙稿、三三、三四頁。

- (33) 「床店——近世都市民衆の社会空間——」(『日本史研究』三九六、一九九五年)、註(28) 前掲拙稿、「江戸町方の広小路における店舗営業と助成地経営」(『史学雑誌』一〇六一六、一九九七年)、「床店商人」(吉田伸之編『シリーズ近世の身分的周縁』4 商いの場と社会) 吉川弘文館、二〇〇〇年)。

- (34) 横山「江戸町人地社会の構造と床商人地代上納運動——幕末維新时期神田柳原土手通り床店地の事例から——」(『年報都市史研究』7 首都性) 山川出版社、一九九九年)。

- (35) 近世期の上野山下や持場負担に関しては、註(33) 前掲拙稿「床店——

近世都市民衆の社会「空間」を参照してほしい。慶応四年の喜三郎出願と市政裁判所の命令については、『東京市史稿』市街篇四九、二二七―二二八頁に掲載された史料による。

- (36) 『東京市史稿』市街篇四九、二三二―二三三頁。
- (37) 横山によれば、免除されたのが負担の一部なのかすべてなのか、不明である。註(34)前掲横山論文、九一頁を参照。
- (38) 註(34)前掲横山論文、九一頁。
- (39) 同右横山論文、九〇―九五頁による。
- (40) 註(28)前掲拙稿、四三頁。
- (41) 註(34)前掲横山論文、八九、九〇頁。
- (42) 同右横山論文、八一―八三頁。
- (43) 同右横山論文、八四頁。
- (44) 同右横山論文、八六頁。
- (45) 同右横山論文、八八頁。
- (46) 古着市場については、註(28)前掲拙稿の他、註(33)前掲拙稿「床店商人」で詳細に検討した。
- (47) 註(34)前掲横山論文、九〇頁。
- (48) 東京都公文書館所蔵「上野山下町床店一件」(六〇七―C七―八) 第二件。
- (49) 『東京市史稿』市街篇五四、二九一頁。
- (50) 上野山下の床店場所は、この後、同地に上野停車場が建設される直前の明治一五年末まで営業を続ける(東京都公文書館所蔵「回議録 上野山下町停車場二係ル」(六一四―C九―八) 第一五件より)。
- (51) 『東京市史稿』市街篇五四、二九一頁。
- (52) 同右書、二九三―二九七頁。

(53) 滝島功「近代都市の道路と地租改正」(『地方史研究』二六七、一九九七年)、四一頁。

(54) 『東京市史稿』市街篇五三、二四―二六頁。

(55) 中嶋久人「明治初期東京における道路規制問題と新聞世論 近代「市民社会」の光と陰」(『民衆史研究』四六、一九九三年)、二九、三〇頁。

(56) 柳原土手通りに隣接する浅草門内広場では、二二軒の床店が許可されることになっていたが、営業者を選定する以前の段階で、取払われた土手通りの床店営業者が広場へ多数流入してしまった。これら多数の営業希望者の中から二二軒のみを選別して許可を与えるのは不可能だ、と該区戸長が東京府に訴えている(東京都公文書館所蔵「床店蔑賃張諸市場願」(六〇七―C七―七)より)。

(57) 『東京市史稿』市街篇五四、二九三、二九四頁。

(58) 東京都公文書館所蔵「床店蔑賃張開市場」(六〇六―A四―一)。